

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成2）年の「1.57ショック」¹を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化は急速に進行しており、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、2016（平成28）年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、2017（平成29）年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することとされ、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした背景の中、本市は、2015（平成27）年3月に「おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画。以下「第1期計画」という。）」を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

2019（令和元）年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、第2期岡崎市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、引き続き、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即したさらなる環境整備を図ることを目指します。

1 1.57 ショック

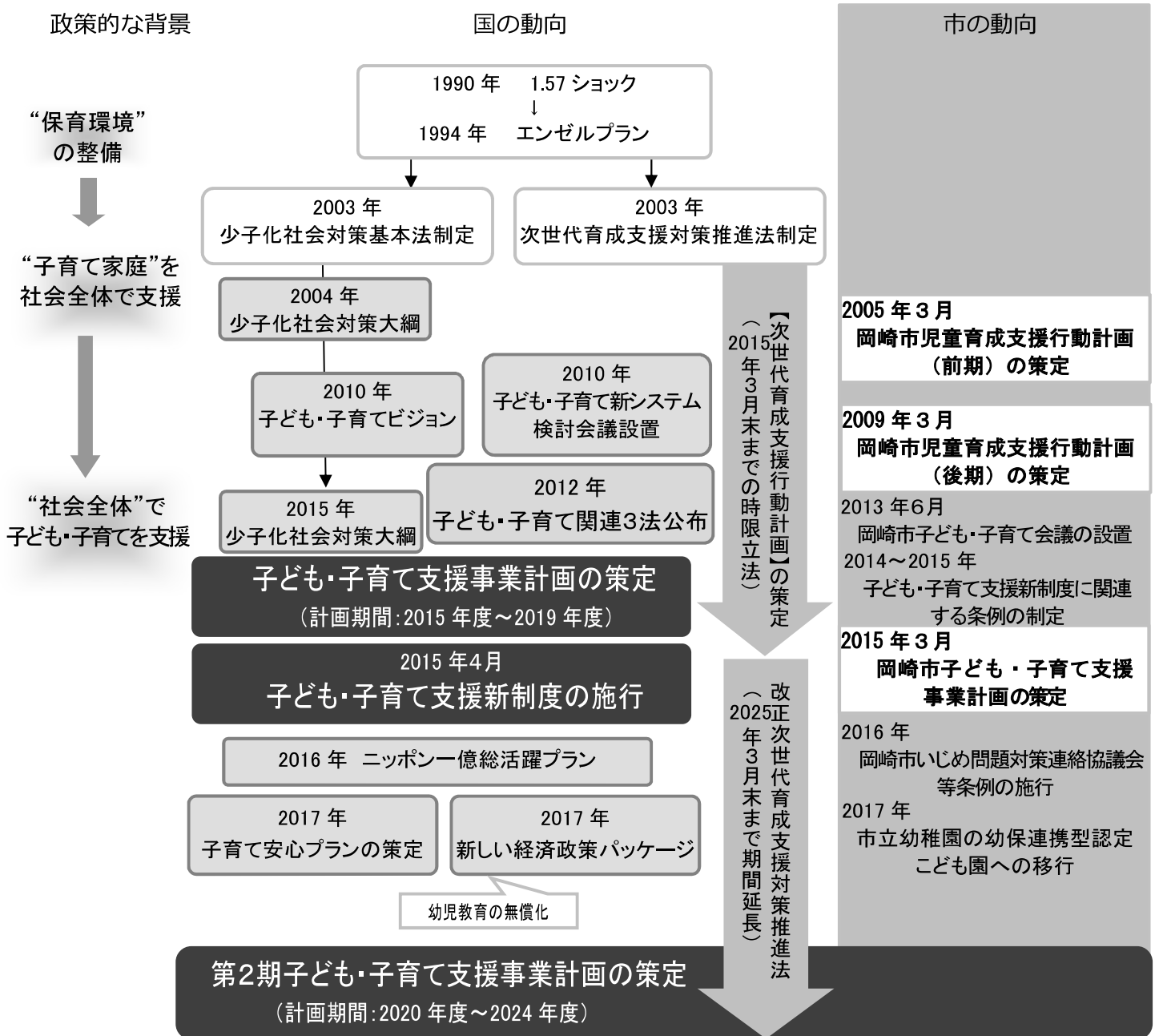
1990（平成2）年の1.57ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

■国の少子化対策の主な取組

年 月	内 容
2003(平成 15)年 9月	<p>■少子化社会対策基本法施行 少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定</p>
2005(平成 17)年 4月	<p>■次世代育成支援対策推進法施行 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に於いて重点的に推進</p>
2006(平成 18)年 6月	<p>■新しい少子化対策について 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進</p>
2006(平成 18)年 10月	<p>■「認定こども園」の制度創設 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設の普及</p>
2007(平成 19)年	<p>■「放課後子どもプラン」の創設 文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施</p>
2007(平成 19)年 12月	<p>■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進</p>
2008(平成 20)年 2月	<p>■「新待機児童ゼロ作戦」 希望する全ての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化</p>
2010(平成 22)年 1月	<p>■「子ども・子育てビジョン」閣議決定 「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す</p>
	<p>■子ども・子育て新システム検討会議設置 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始</p>
2010(平成 22)年 4月	<p>■子ども・若者育成支援推進法施行 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進</p>
2012(平成 24)年 8月	<p>■子ども・子育て関連3法公布 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布</p>
2014(平成 26)年 1月	<p>■子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進</p>

年 月	内 容
2014(平成 26)年 4 月	<p>■次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長</p>
2014(平成 26)年 7 月	<p>■「放課後子ども総合プラン」の策定 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進</p>
2015(平成 27)年 4 月	<p>■子ども・子育て支援新制度の施行 子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行</p>
2016(平成 28)年 4 月	<p>■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設</p>
2016(平成 28)年 6 月	<p>■ニッポン一億総活躍プランの策定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す</p> <p>■児童福祉法等の一部改正の公布 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める</p>
2017(平成 29)年 6 月	<p>■「子育て安心プラン」の策定 2020（令和 2）年度末までに待機児童を解消するとともに、2022（令和 4）年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備</p>
2017(平成 29)年 12 月	<p>■「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す</p>
2018(平成 30)年 9 月	<p>■「新・放課後子ども総合プラン」の策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定</p>
2019(令和元)年 10 月	<p>■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化</p>

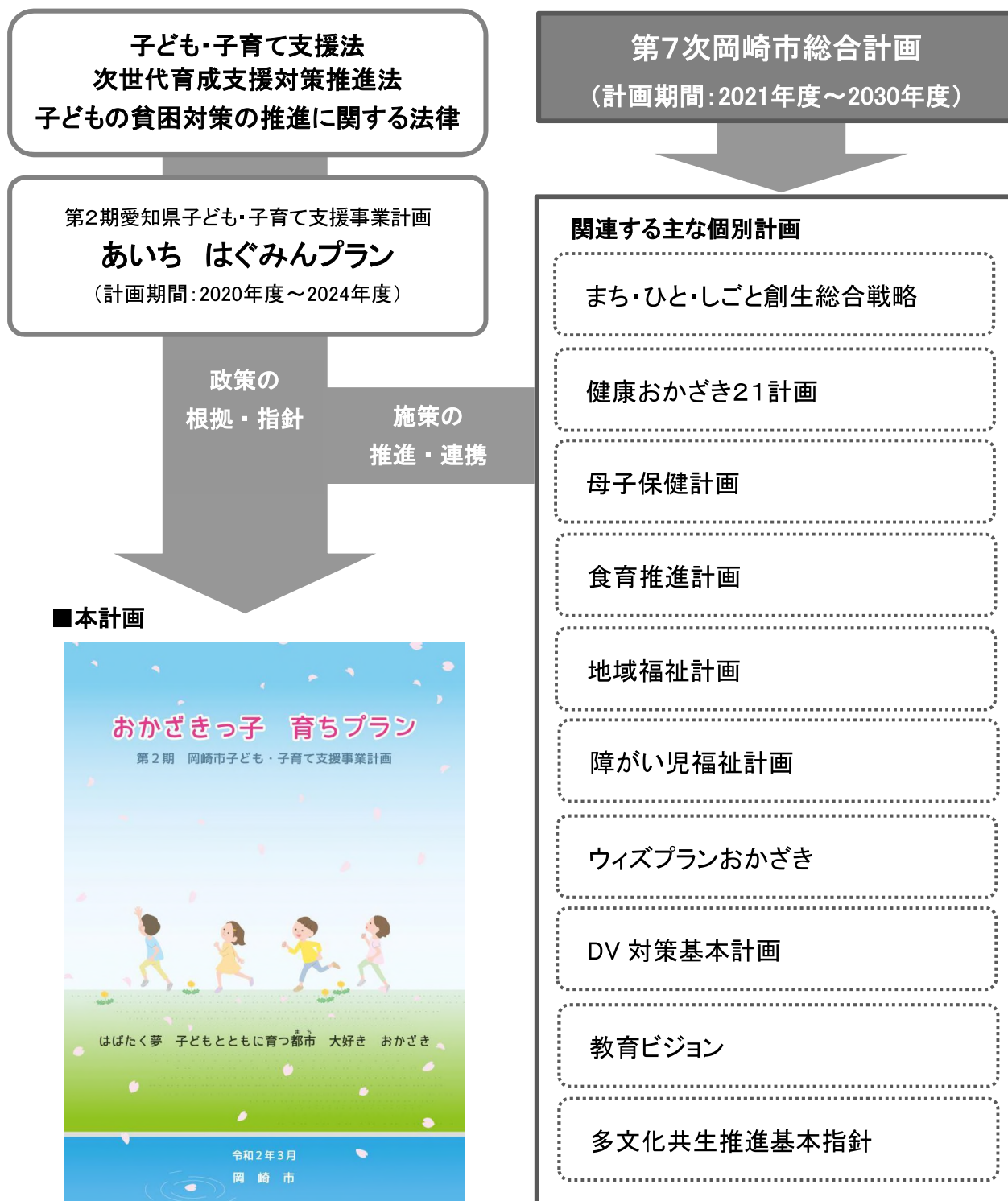
子ども・子育てに関する動向



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく市町村計画としても位置付けており、上位計画である「岡崎市総合計画」や、その他関連計画との間に調和を保ちながら策定しています。



第7次岡崎市総合計画について

第7次岡崎市総合計画は、30年後の西暦2050年を目標年度とする将来都市像の実現に向け、今から10年間の各分野における取組の方向性を示す10の分野別指針から構成されます。本計画は「女性や子どもがいいきと輝ける社会づくり」における目指すべき姿を実現するための個別計画です。ただし、子育て支援施策は多分野にわたるものであることから、その他の分野別指針による個別計画・事業との連携により、総合的に取組を進めていきます。

【将来都市像】

一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき

【基本指針】

公民連携による成長戦略の推進

まちへの誇りが育まれていく社会づくり

コンパクトな都市構造の構築

周辺都市との連携体制の推進

【分野別指針】

まち（環境）

暮らしを支える都市づくり

暮らしを守る強靱な都市づくり

持続可能な循環型の都市づくり

しごと（経済）

商業と観光が成長産業となる
地域経済づくり

ものづくりが柱でありつづける
地域経済づくり

ひと（社会）

多様な主体が協働・活躍できる
社会づくり

健康で生きがいをもって活躍できる
社会づくり

女性や子どもがいいきと輝ける
社会づくり

誰もが学び活躍できる社会づくり

行政運営

スマートでスリムな行政運営の確立

3世代の同居・近居率の高さ、西三河製造業勤務世帯の多さなど、本市の特性を踏まえ、子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援することで、**安心して楽しみながら子育てできるまち、子どもがのびのびと育つまち**を目指します。

3 計画の対象

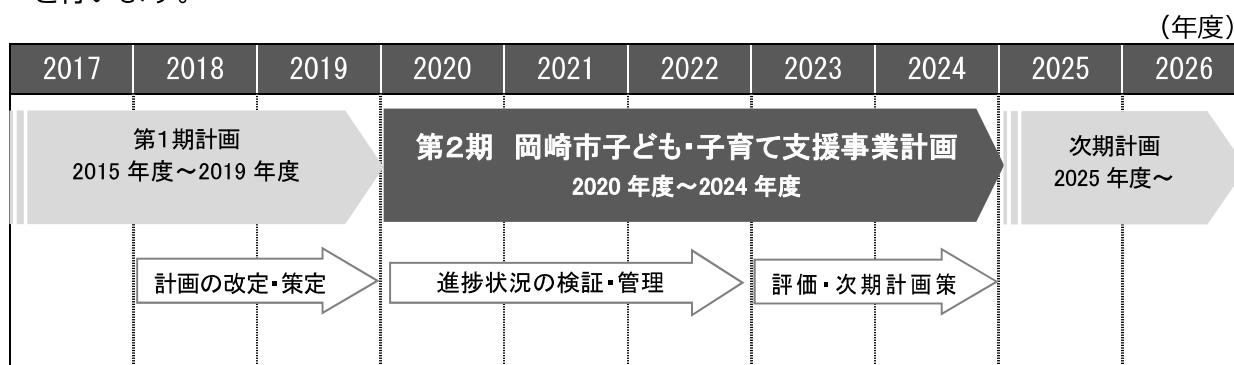
本計画における「子ども」とは、胎児、乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

本計画における次の語句は、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて定義しています。

- ・子ども : 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- ・児童 : 18 歳未満の者
- ・幼児 : 満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・乳児 : 1 歳未満の者
- ・妊産婦 : 妊娠中又は出産後 1 年以内の女性
- ・子ども・子育て支援
 - : 全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

4 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとしてします。また、計画最終年度である 2024（令和 6）年度には達成状況の確認と 5 か年の総合的な評価を行います。



5 計画策定の方法

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下の方法を経て策定しました。

(1) 子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

(2) 市民意識調査

就学前児童の保護者、小学生児童の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービス、子育て支援サービスの利用状況、利用意向等について把握することを目的としてアンケート調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。また、幼児教育・保育サービスに従事する保育園・幼稚園・認定こども園職員のほか、ワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対しても、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を実施しました。

(3) 庁内ヒアリング調査

子育て支援にかかわる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、第1期計画における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

(4) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

(5) その他

子ども・子育て会議の公開や計画策定経過、市民意識調査結果など、ホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。